○要緊急安全確認大規模建築物の用途別規模要件

用途		耐震診断義務付け 対象建築物の要件
多数の者が利用する建築物	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学 校	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。
	体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動 施設	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
	ホテル、旅館	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類 するもの	階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその 他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業 を営む店舗	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建 築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のため の施設	
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物 に限る)